

第4章 まとめ

第1節 協議会における検討事項に係る総括について

協議会の目標とした LSP 等の非公式教育・訓練の質とレベルの向上への取組みに対し積極的に支援を行うため、ISO29990 規格の適合性評価を視野に入れ、我が国の「職業訓練に係る要員養成に係る調査研究」により一連の関連業務を明確にし、かつ、職業訓練等に関わる人材の質的向上のための要員養成の研修のあり方とその実施について協議検討を行ってきたが、協議会の設置目的である以下の検討事項について総括を行うこととする。

1-1 公共職業訓練及び求職支援者支援訓練の質とレベルの保証に関すること

平成23年12月22日に厚生労働省ガイドラインが発せられ、LSPの質保証とその向上への取組みが促進させられることで、従来、個別に取り組みられてきた質保証とその向上への取組みが画一的な取組みとなった。

今般の協議会では、厚生労働省ガイドラインに基づき、職業訓練の質保証に係る内部監査員養成プロトタイプ研修カリキュラムの開発、試行研修を実施し、その結果に対する評価検証を行うことにより、当該研修の質とレベルを保証させるための新たな改善への取組みが可能となった。今後、当該研修が本格的に実施され、厚生労働省ガイドラインの活用促進と相乗的な効果をもたらすことで、第9次職業能力開発基本計画において重要な施策として掲げられている LSP の質保証への支援への取組みが、その質、レベル、内容において確実に履行される可能性が高くなったと思料する。

1-2 民間教育訓練機関等の非公式教育・訓練の質とレベルの向上への取組みに対する支援に関すること

今般の協議会で開発された職業訓練の質保証に係る内部監査員養成プロトタイプ研修カリキュラムが、その試行研修の実施と評価検証により、本研修としての新たなニューバージョンとして質的、レベル的、内容的にパワーアップされ、LSPにおける内部監査の質的向上に貢献することで、LSPの質保証の向上への取組みに大いに支援貢献できるものと思料する。

1-3 ISO29990 規格の適合性評価を視野に入れた我が国の職業訓練の質保証に係る要員養成に係る調査研究に関すること

今般の協議会で開発されたカリキュラムにおいて、職業訓練に特化した

専門分野の各教科目は、内部監査員養成に特化したものとして捉える必要はなく、むしろ、ISO29990 規格における適合性評価を担う審査員にとっても、その審査を行う上においては、極めて重要な職業訓練に係る専門分野としての具備しておかなければならない教科目として捉えるべきであると思料する。また、これらの教科目は、LSP の質保証の向上への取組みにおいて重要な役割を担う内部監査員や第三者評価者としての審査員と同様に LSP の管理職者や講師の能力開発向上への取組みにも大いに役立つ内容であると考えられることから、LSP の質保証の向上への取組みへの貢献として意義の高いものと思料する。

1-4 公共職業訓練及び民間教育訓練の管理運営及びその実施に携わる人材の質的向上を目標とした研修のあり方とその実施に関すること

今般の協議会で開発されたカリキュラムは、LSP の質保証の向上への取組みにおいて重要な役割を担う内部監査員や第三者評価者としての審査員に対する適用ばかりでなく、LSP の管理職者や講師の能力開発向上への取組みにも大いに役立つ内容であると考えられることから、LSP の質保証の向上への取組みへの貢献として意義の高いものと思料する。

また、LSP が実施する職業訓練サービスの管理運営や携わる人材に質的向上が達成されることが、当該研修の広義での果たすべき役割として捉えることが大切であると思料する。

第2節 取組み事項に係る総括について

協議会の取組み組事項については、以下のとおり総括を行うこととする。

2-1 職業訓練の質保証のための各規格・基準等の体系化と体制のあり方に係る提言について

職業訓練の質保証のため、ISO29990 規格、求職者支援訓練、委託訓練、教育訓練給付制度等に係る現状についての体系化であるが、第2章図2-3に示した職業訓練の質保証に係る内部監査員養成の体制で述べたとおりその中心に LSP 等に従事する職業訓練サービスを担当する者の力量を向上させるための職業訓練の専門分野の知識、スキル、コンピテンスを継続的に向上させるとした各規格・基準等に共通したコアを存在させ、その質保証を可能とする体制が、今後益々重要度を増すものと思料する。

2-2 職業訓練サービス制度と要員養成の方針

前述の体制に必要な職業訓練サービスとそこに必要な要員を養成する方針については、今般の協議会で開発した職業訓練の質保証に係る内部監査員養成プロトタイプ研修カリキュラムとその試行研修の実施及びその評価検証に基づき今後、LSPの質保証に係る取組みへの支援を具現化することで確実に履行されるものと思料する。

2-3 職業訓練サービス研修体制への提言とプロトタイプ研修プログラムの開発

前述の要員養成に必要とされる職業訓練サービス研修体制については、今般の試行研修における受講の手引きによりその役割は果たしたものと思料する。

2-4 プロトタイプ研修プログラムの試行実施と評価

今般の協議会で開発されたカリキュラムに基づき職業訓練サービス要員養成研修を試行し、第3章に記述した評価を得たと思料する。

2-5 最終報告書の作成とその開示

本協議会における検討結果は、本最終報告書を持って社会に開示することとすることとしている。

2-6 プロトタイプ研修プログラムのための教材

今般の協議会で開発されたカリキュラムのために開発した教材は、今後、本研修の本格実施に向けた改善（バージョンアップ）を図ることで、質的、レベル的、内容的に一層の充実に努める必要があると思料する。

2-7 各規格・基準の要員養成研修プログラムのフルスペックへの適合

ISO29990規格、求職者支援訓練、委託訓練、教育訓練給付制度等のための各要員養成研修プログラムのフルスペック分と専門分野分の両分野への適合性についてであるが、第2章図2-3に示したように各規格・基準の要員養成研修プログラムのフルスペックにおける職業訓練の専門分野としての共通コアとして十分にその役割を果たすことができるものと思料する。

2-8 各規格・基準の要員養成研修の受講対象者要件のあり方

段階的・体系的な要員養成システムを視野に入れた各規格、基準等における要員養成研修に係る受講対象者要件のあり方については、LSPの質保証の向上の取組みにおける重要かつ中心的役割を担うことから、今般の試行研修における受講者のような職業訓練の専門分野に精通したLSPの職業訓練サービスに従事している者や将来その任に当たる者が望ましいもの思料する。

2-9 研修修了者の能力評価について

研修修了者の能力評価については、今般、総合試験を実施したところであるが、これについても別途スキームを立ち上げ、内容を十分検討する必要があると思料する。

2-10 研修制度の評価について

研修制度の評価については、当然必要不可欠な事項であるので、上記第4章2-9と平行して今後十分に検討する必要があると思料する。

卷末資料

